

令和3年度外国人地域防災力強化事業

実施業務仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する予定です。

1 実施事業名

令和3年度外国人地域防災力強化事業

2 事業の目的

- (1) 県内15圏域^(注)において、県が域内市町村と共同で外国人住民を対象とした防災訓練を実施することにより、各地域で外国人が災害時に適切に行動できるようになることを目指す。
- (2) 防災訓練の開催に合わせて、県内4地域^(注)において、災害時における通訳・翻訳ボランティア等を対象とする研修会を開催することにより、ボランティアの掘り起こしやスキルアップを図る。

(注) 「圏域」及び「地域」の定義は本仕様書最終頁に記載のとおり。

3 委託業務の概要

- (1) 外国人住民を対象とした防災訓練及び災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会（以下「防災訓練等」という。）の企画提案
- (2) 講師の手配
- (3) 防災訓練等で使用する教材の調製
- (4) 防災訓練等で使用する資材の調達及び資料の準備
- (5) 広報物の作成
- (6) 防災訓練等開催当日の会場運営支援
- (7) 防災訓練等に関する報告書及び運営マニュアルの作成

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

5 委託業務の内容

- (1) 防災訓練等の企画提案
 - ・委託契約期間内に、外国人住民を対象とした防災訓練は、15圏域で1回ずつ、災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会は、4地域で1回ずつ実施すること。
 - ・外国人住民を対象とした防災訓練の提案にあたっては、各圏域の外国人住民の状況（人口、

主要在留資格、主要出身国・地域等) 及び過去の災害発生状況等を踏まえた内容とすること。

- ・以下の点に留意すること。
 - ①実施時間：外国人住民を対象とした防災訓練は4時間程度、災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会は3時間程度を想定している。
 - ②定員：外国人住民を対象とした防災訓練は50名程度、災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会は20名程度を想定している。
 - ③災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会は、外国人住民を対象とした防災訓練と同一日程、同一会場とする（ただし、会場内の部屋は分離すること）。
 - ④災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修会を開催する場合、1時間程度、外国人住民を対象とした防災訓練の参加者との合同プログラムを設けることが望ましい。また合同プログラムの内容は、避難所を想定した外国人被災者の支援演習といった、外国人住民とボランティア等が研修で学んだことを実践する内容とすることが望ましい。
- ・福岡県が7言語で作成している「外国人のための防災ハンドブック」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousaihandbook-36.html>)を使用すること。
- ・外国人住民を対象とした防災訓練では、必ず次の項目を含めること。
 - ①防災・災害の基本について
 - (例)・日本における災害の種類
 - ・災害の備えへの重要性、避難時の留意点等
 - ・講師候補：福岡県防災危機管理局職員
 - ②開催圏域における災害について
 - (例)・当該地域で起こり得る災害を圏域市町村ごとにグループに分かれて説明
 - ・ハザードマップ及び避難所や避難経路、災害発生時の情報伝達手段の確認等
 - ・講師候補：市町村職員
 - ③災害時の日本語について
 - (例)・災害時のニュース速報や自治体発信の情報から、避難などの適切な行動につなげるため、知っておくべき語彙等を学ぶ
 - ④災害／避難所体験
 - (例)・救命講習、避難所体験、通訳ボランティアとのコミュニケーション体験等
 - ※災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修が行われる地域である場合は、当該研修参加者と合同で実施
- ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染防止対策を遵守し、適切に実施できる内容とすること。

(2) 講師の手配

- ・福岡県と十分な事前調整をした上で、防災訓練等に登壇する講師を手配すること。
- ・なお、手配にあたっては、講師への依頼、講師のスケジュール調整及び謝金支払い等必要な調整を行うこと。

(3) 防災訓練等で使用する教材の調製

- ・福岡県と十分な事前協議をした上で、各地域の実情に合わせた教材を調製すること。なお、調製する教材は福岡県が7言語で作成している「外国人のための防災ハンドブック」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousaihandbook-36.html>)を補完するものとする。

(4) 防災訓練等で使用する資材の調達及び資料の準備

- ・防災訓練等の内容に応じ、防災訓練等を実施する当日に使用する資材や資料を準備すること。
- ・防災訓練等は、日本語で実施する。

(5) 広報物の作成

- ・防災訓練等に多くの外国人住民や災害時通訳・翻訳ボランティア等が参加するよう、必要な広報物を作成すること。

(6) 防災訓練等開催当日の会場運営支援

- ・防災訓練等の開催当日には、訓練等の円滑な実施のため、必要な運営スタッフを配置する体制を整備すること。

(7) 防災訓練等に関する報告書及び運営マニュアルの作成

- ・県及び市町村が次年度以降、防災訓練等の実施を検討する際に活用できるよう、防災訓練等の各回についての報告書及び防災訓練等の運営に関するマニュアルを作成し、提出すること。

6 業務の管理・調査・報告

(1) 実施体制の報告

事業実施にあたり、本事業に係る業務責任者を定めるとともに、その他本事業に従事する者と併せて県に報告を行うこと。

なお、変更や追加等があった場合には、その都度報告を行うこと。

(2) 業務実績報告書等

令和4年4月8日(金)までに福岡県に次の書類を提出すること。

- ①委託業務完了報告書
- ②収支精算書
- ③業務実績報告書

(3) 検査等

委託事業の適正な履行確保のため、必要に応じて福岡県が検査等を行う際には、適切に対応すること。

7 対象経費について

委託経費は別紙「委託事業に係る経費の取扱いについて」によること。

8 支払いについて

委託費は概算払いを行うことができる。概算払いに関する時期・その際の提出資料や書式等は県からの指示に従うこと。

9 再委託について

- ・業務の実施において、業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- ・再委託を行う事業者の選定は公正に行うこと。
- ・再委託する業務の進捗管理の徹底及び再委託事業者との連携を図り、円滑に業務を遂行すること。

10 事業の円滑な引継ぎ

委託事業年度終了時に本事業実施団体に変更が生じる場合があることを踏まえ、円滑に次年度の事業が開始できるよう、県の指示に基づき誠実かつ適切に事業の引継ぎを行うこと。

11 委託業務に関する留意点

- (1) 業務責任者は、本仕様書に則って適切に業務を実施しているか否か常時把握すること。
また、業務の各過程において、県と十分な協議、連携を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令及び県の条例等を遵守すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で利用者（個人・企業）の情報を収集し、かつ、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用すること。
- (5) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、事業に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。
- (6) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (7) 受託者の作成した教材及び報告書等の著作権は県に帰属するものとする。
- (8) その他、県が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託者は、県の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならないこと。

(別紙)「圏域」及び「地域」の定義

●福岡地域

圏域名	構成市町村
福岡市圏域	福岡市
筑紫圏域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
糟屋中南部圏域	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
宗像・糟屋北部圏域	宗像市、古賀市、福津市、新宮町
糸島圏域	糸島市
朝倉圏域	朝倉市、筑前町、東峰村

●筑後地域

圏域名	構成市町村
八女・筑後圏域	八女市、筑後市、広川町
久留米圏域	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
有明圏域	大牟田市、柳川市、みやま市

●北九州地域

圏域名	構成市町村
北九州市圏域	北九州市
遠賀・中間圏域	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築圏域	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

●筑豊地域

直方・鞍手圏域	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
飯塚・嘉穂圏域	飯塚市、嘉麻市、桂川町
田川圏域	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町